



国民春闘共闘

第 10 号

2020 年 3 月 10 日

国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館

☎ 03-5842-5621 FAX 03-5842-5622

3.6 サブロクの日宣伝 新 36 協定キャンペーン

労働組合に入って長時間労働なくそう 新 36 協定、4 月 1 日から全事業所で適用

国民春闘共闘委員会・全労連・東京春闘共闘は3月6日、新36協定「サブロクの日」として退勤時宣伝を新宿西口駅で行いました。各単産・地域から30人余りが参加し、「労働組合に入って、長時間労働をなくそう」と呼びかけました。



●街かどミニ講座

宣伝では、新 36 協定ルール街かどミニ講座を実施。労働組合が新型コロナ



ナウイルス感染拡大に伴う休業に10補償要求していること。新 36 協定が4月からは中小企業も含め全事業所適用となり、「残業は月 45 時間、年 360 時間まで」と上限が設けられたこと。職場で守らせるためには労働組合が必要と話し、「労働組合に入って、長時間労働をなくそう」と呼びかけました。各参加者がマイクを握り、長時間労働など職場実態を告発。多くの方が足を止めて聞いていました。